

平成30年度 事業計画

平成30年3月

社会福祉法人 あさひ

社会福祉法人あさひ 平成30年度事業計画

【 法人本部 】

1 法人を取りまく状況

社会福祉法の改正施行から1年が経過し、社会福祉法人としての組織的な運営と透明性の向上が更に進められようとしています。当法人も平成28年6月の社会福祉法人設立から3年目を迎え、次のステップへと飛躍していくために、運営基盤の確立を一層強めていかななくてはなりません。

また本年4月から、医療と介護のサービスの切れ目ない提供や、要支援状態からの改善率など、科学的な根拠に基づいた自立支援・重度化防止などを主旨として介護保険制度が改定され、福祉・介護人材の相対的な減少の中で、質の高い介護サービスを効率的に提供していく必要があります。

2 平成30年度事業推進方針

利用者の意向を尊重したサービスを提供していくのは勿論のこと、社会福祉法人として時代の要請に応え、福祉・介護の向上のため地域社会に貢献していくためには、職員一人ひとりが社会福祉法人の職員としての自覚を持ち、法人全体の強みを発揮するために力を合わせていくことが求められます。

そこで、平成30年度は次のとおり重点方針を定めて事業推進を図ります。

- (1) 利用者や業務上の課題を把握・認識し、その解決に向けて職員一人ひとりが主体的にその解決に取り組めます。
- (2) 制度・施策の動向など、環境の変化に法人全体として柔軟に対応できるよう、組織的な取り組みを進めます。

3 実施する事業とサービス

(1) 社会福祉事業

- | | |
|-------------|--|
| ①介護保険事業 | 訪問介護、介護予防訪問介護、日常生活支援総合事業
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護 |
| ②障害福祉サービス事業 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、特定相談支援、移動支援
生活介護、就労継続支援B型、共同生活援助 |

(2) 公益事業

- | | |
|------------|---|
| ①居宅介護支援事業 | 居宅介護支援 |
| ②福祉用具貸与等事業 | 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、
特定介護予防福祉用具販売 |
| ③介護員養成研修事業 | 介護職員初任者研修、居宅介護者従事者等養成研修 |

(3) 収益事業

- | | |
|---------------|--|
| ①福祉用具・用品販売等事業 | |
|---------------|--|

4 事業推進体制

(1) 目標による業務管理と、業務改善を組み入れた人事考課の導入

人事考課を導入する中で、業務をP D C Aサイクルに位置付け、計画的に業務を遂行できるようになるとともに、業務改善を組み込んで課題対応を図っていきます。

(2) 組織機構の見直しによる責任体制づくり

法人としての課題に対応して、職員一人ひとりが的確に役割を果たせるよう、組織機構を見直して責任の所在を明確にし、組織的な意思決定を図ります。

【訪問介護部門】

1. 基本方針

利用者の人権や自己決定を尊重し、利用者の立場に立った訪問介護サービスを適切に提供することにより、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう努めます。また、地域の関係機関等との連携を強化し地域福祉に貢献するように努めます。

2. 事業運営方針

(1) 在宅福祉サービスの充実と、地域に密着したサービスの提供

- ① 居宅介護支援事業所や地域ケアプラザ等の関係機関との連携を密にし、地域ニーズの把握に努め、在宅福祉サービスの推進に努めます。
- ② 介護保険事業及び障害福祉サービス事業への取り組みを強化し、地域に貢献する在宅福祉サービスの拡充に努めます。
- ③ 各区関係各課や児童相談所等との連携を密にし、増加する子育て支援サービスに対応するための体制を整えます。

(2) 訪問介護事業に関する研修の充実

- ① 訪問介護サービスの提供に関する研修会に積極的に参加し、職員の専門性および実践力の向上を図ります。
- ② 人権研修、接遇研修等に参加し、職員資質の向上を図ります。
- ③ サービス提供責任者研修会へ参加し、業務管理と人材育成を適切に行います。

3. 事業実施目標

(1) つるみ

	(参考)平成 29 年度利用実績	平成 30 年度利用目標
介護保険	100 名 (うち日常生活支援事業 18 名)	102 名 (うち日常生活支援事業 20 名)
定期巡回 (委託) ※1	8 名	10 名
障害者総合支援	97 名	100 名
子ども支援 産前産後支援	5 名	7 名
同 養育支援	3 名	5 名
同 ひとり親生活支援	2 名	5 名

(2) たすけあい

	平成 29 年度の利用者数	平成 30 年度の目標利用者数
介護保険	122 名 (うち日常生活支援事業 36 名)	125 名 (うち日常生活支援事業 38 名)
障害者総合支援	74 名	77 名
子ども支援 産前産後支援	32 名	35 名
同 養育支援	4 名	6 名
同 里親養育援助	5 名	7 名

4. 事業実施計画

(1) サービス提供と向上

- ① 利用者アンケートの実施や、定期的なケースカンファレンスの開催により、サービスの質の向上を目指します。
- ② 利用者のニーズに沿った介護サービス計画を作成し、計画に沿ったサービス提供を行います。
- ③ 身体介護等の提供にあたり、より安全かつ快適なサービスを提供するために、業務マニュアルの見直し及び業務改善を図ります。
- ④ リスクの分析、評価を定期的に行い、事故防止に努めます。

(2) 地域福祉への貢献

- ① 一人暮らしや、在宅生活で介護を必要としている高齢者へのサービス提供を推進します。
- ② 在宅や、ケアホーム等で生活している障害者についても、居宅介護や移動支援等のサービス提供を推進します。
- ③ 手助けを必要としている子育て家庭について、必要な支援提供を推進します。

(3) 職員資質の向上と人材の育成

- ① 各種研修会に積極的に参加し、業務に対する知識・技能の向上に努めます。
- ② 事業所及び施設内の研修や学習会を充実させ、職員全体のレベルアップを図ります。
- ③ 介護福祉士・社会福祉士等の各種資格取得の奨励、支援を行います。

5. 事業実施体制

職 種	職員数	つ る み		たすけあい	
		常 勤	非常勤	常 勤	非常勤
管 理 者	4名	2名		2名	
サービス提供責任者	9名	3名	1名	5名	
訪問介護員 小 計	148名				
・介護福祉士	13名				
・ヘルパー2級	} 135名				
・ヘルパー1級					
・介護職員初任者研修					

【居宅介護支援部門】

1. 事業運営方針

- (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行います。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整します。
- (3) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者等、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業実施目標

(1) つるみ事業所

居宅利用者数		平成 29 年度実績	平成 30 年度目標
		平成 30 年 1 月 現在 207名	214名
内 訳	要介護	165名	170名
	要支援	42名	44名
平成 29 年度の新規依頼 (平成 29 年 4 月～平成 30 年 2 月)		月平均 3.9名	

(2) たすけあい事業所

居宅利用者数		平成 29 年度実績	平成 30 年度目標
		平成 30 年 1 月現在 2 4 6 名	2 5 0 名
内 訳	要介護	1 9 7 名	2 0 0 名
	要支援	4 9 名	5 0 名
平成 29 年度の新規依頼 (平成 29 年 4 月～平成 30 年 2 月)		月平均 3.8 名	

3. 事業実施計画

(1) 法改正の趣旨を理解し更なるサービスの向上に努める。

- ① 平成 30 年 4 月の介護保険制度改正の内容を十分に把握かつ理解し、居宅サービス計画に反映させることにより、利用者へのサービスの質の向上に努めます。
- ② 介護保険制度改正に伴う医療機関との連携体制を整え、利用者の状態を正確に把握し各機関への速やかな情報提供を行い、利用者の在宅生活がより良いものになるよう努めます。

(2) 実習生の受け入れ態勢を整える。

介護支援専門員の研修課程変更に伴い、実習生の受け入れが必須となったので、受け入れを積極的に行うため業務の流れを明確にし、事業所の介護支援専門員全員が均一かつ公正な指導を行えるよう努めます。

これにより、実習生にとって有意義な実習期間を提供するとともに、利用者へのサービスの質の向上につながるよう努めます。

(3) 計画相談支援部門との連携を図る。

- ① 介護支援専門員が、計画相談の研修を受けることで障害者への理解を深め、今後増加が予想される高齢障害者への居宅サービス計画の質の向上を図ります。
- ② 計画相談支援部門との協力、連携を図ることで、障害福祉サービスと介護保険の複合サービスを、スムーズに提供できるよう努めます。

(4) 主任介護支援専門員の育成を積極的に行う。

- ① 居宅介護支援専門員として 5 年以上の経験を有し、かつ本人の自発的意思及び法人による推薦がある介護支援専門員に、主任介護支援専門員研修の受講を推奨し、その育成を積極的に行います。
- ② 主任介護支援専門員は、介護保険制度に熟知することはもとより、他の介護支援専門員の指導、育成、ケアプラン作成にあたっての支援や相談を行い、事業所の業務上あるいは個人的な問題点の改善にあたり、事業所が円滑に運営できるよう努めることで利用者へのサービスの質の向上に努めます。

また事例検討会や会議を開いて地域の介護支援専門員のスキルアップや交流を図ることで、広い視野をもって居宅介護支援にあたることができるよう努めます。

(5) 情報公表、自己評価、利用者アンケート

- ① 介護サービス事業の公表制度の受け入れ、居宅介護支援サービス評価基準による自己評価を実施します。併せて課題解決に取り組み、サービスの質の向上を図ります。
- ② 利用者アンケートの実施及び公表により、利用者や家族の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善を図ります。

(6) 研修

①外部研修

今年度の自己の目標に向かい、各自が地域包括支援センター、社会福祉協議会、あるいはかながわ福祉サービス振興会等が主催する研修に積極的に参加し、自己研鑽を行います。

②内部研修

医療機関との連携を強化する為、港北区医療相談室の看護師による勉強会を年2回実施します。(7月・11月)

また、インフォーマルサービスの拡充の為、訪問マッサージ師による勉強会を年1回実施します。

4. 事業実施体制

(1) 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ①営業日： 12月30日から1月3日を除く月曜日から土曜日までとし、祝日も営業します。
- ②営業時間： 午前8時45分から午後5時30分までとします。
- ③電話等により24時間連絡可能な体制とします。

(2) 事業所

① つるみ事業所

職 種	従業する業務	職員数	(常勤)	(非常勤)
管 理 者	管理業務	1	1	
介護支援専門員	居宅介護支援	8	8	0

② たすけあい事業所

職 種	従業する業務	職員数	(常勤)	(非常勤)
管 理 者	管理業務	1	1	
介護支援専門員	居宅介護支援	8	7	1

【計画相談支援部門】

1. 事業運営方針

(1) 地域における相談支援体制の構築及び拡充

基本相談支援の機能拡充、権利擁護・虐待防止体制推進に向け各関係機関等と連携を図ります。

(2) 計画相談支援の充実と推進

個別支援会議やサービス提供を通じて、ネットワークの構築・強化を図ります。

(3) 相談支援の質の向上

ニーズ把握や事例検討の実施、権利擁護の認識を通じて、人材の育成、研修の充実を図ります。

(4) 居宅介護支援との連携

介護支援専門員との情報共有のため、事業所とり連携に努めます。

2. 事業実施目標

計画相談契約者数

	(参考)平成29年度実績	平成30年度目標
つるみ	27件	30件
たすけあい	33件	40件

3. 事業実施計画

(1) 危機管理

個人情報保護規程により、適切に個人情報管理に対応します。

(2) 職員研修

- ① 外部研修
 - ア) 区地域自立支援協議会主催の相談支援部会研修 年4回
 - イ) 区基幹相談支援センター主催研修
- ② 内部研修
 - 事例検討会の開催、法人全体研修

(3) 地域・関係機関との連携

区地域自立支援協議会、区基幹相談支援センター、区精神障害者生活支援センター、その他関係機関等と連携を図ります。

4. 事業実施体制

	管 理 者	相談支援専門員
つるみ	常勤兼務1名	常勤兼務1名
たすけあい	常勤兼務1名	常勤兼務1名、非常勤兼務1名

【 障 害 福 祉 部 門 】

1. 事業運営方針

- (1) 障害者の地域生活を支援するため、住居・就労・趣味・健康づくり・余暇活動など生活全般にわたる自立生活のための支援を行います。
- (2) 温かい人間関係の中で、開かれた明るい生活ができることを目指します。

2. 事業実施目標

(1) 利用者への対応

- ① グループホームでの生活、作業所「つるの里」での就労・生活について、施設職員が見守り、寄り添い、必要な助言・支援が的確に受けられるように支援します。
- ② 利用者の意向や状況、保護者の意見を把握し、支援員、ソーシャルワーカー、看護師、栄養士など専門職のカンファレンスを実施することで、的確に対応します。

(2) 利用者数

事業所名	利用目標	備 考
つるの里		
生活介護	10人	
就労継続支援B型	10人	
ケアホーム らら	8人	うちサテライト 1人
ケアホーム りり	8人	うちサテライト 1人
ケアホーム るる	7人	うちサテライト 1人
ケアホーム もも	7人	

3. 事業実施計画

- (1) 鶴見区障害者団体連合会など、加盟する団体の文化・スポーツ・広報活動に積極的に参加します。

<具体的な活動>

- ・ふれあい運動会 ・ふれあい文化発表会 ・障害者キャンペーン（啓発ティッシュ配布）
- ・赤い羽根共同募金（鶴見駅周辺） ・ラポール美術展 等

- (2) 地域の自治会町内会や、区役所、関係団体のイベントに参画し、交流を深めることで、利用者の地域生活を豊かなものとするとともに、地域の方々に広く知られる開かれた施設を目指します。

<具体的なイベント参加>

- ・障害者週間区役所ロビー販売（鶴見区役所） ・夏祭り（東寺尾北部町内会）
- ・鶴っこ部会区役所販売（鶴見区役所） ・鶴見駅 CIAL 販売 ・イトーヨーカ堂販売 等

(3) 施設の実施する施設内事業を様々な機会をとらえて開催し、利用者相互の交流を深めます。

〈具体的な事業・イベント〉

- ・誕生会 ・ハイキング ・七夕まつり ・餅つき ・節分豆まき
- ・クリスマス会 ・そうめん流し ・プロサッカー観戦 ・花火大会

(4) 就労作業の充実を図ります。

- ・パン工場の製品充実 ・農作業の充実 ・各種製品作りの充実

(5) 施設外就労を実施します。

- ・ポスティング 年3回 ・公園清掃 年12回

※ 事業所ごとの行事予定については、別紙参照

4. 事業実施体制

事業所名	管理者	サービス 管理責任者	世話人	生活支援員	職業指導員	看護師	医師
つるの里							
生活介護	1人	1人		10人		1人	1人
就労継続 支援B型	1人	1人		3人	7人		
ケアホーム							
らら	1人	1人	3人	6人			
りり	1人	1人	3人	6人			
るる	1人	1人	3人	6人			
もも	1人	1人	3人	5人			

【福祉用具部門】

1. 事業運営方針

(1) 平成30年10月から福祉用具の価格の上限設定が施行されるため、価格の見直し（値下げ）に伴う売上減少が見込まれ、又価格の差別化も困難が想定されます。

このため、サービスの質の向上を進めていきます。

(2) サービスの質の向上を図るため、営業力・付帯サービスの強化を行います。

2. 事業実施目標・実施計画

(単位=千円)

事業所	H29年度売上実績(構成比)	H30年度売上目標(構成比)
本会	34,235(96.3%)	36,000(93.5%)
たすけあい	14,033(41.0%)	16,500(42.9%)
つるみ	18,935(55.3%)	19,500(50.6%)
委託(本会外)	1,267(3.7%)	2,500(6.5%)
合計	34,235	38,500

3. 事業実施計画

(1) 職員研修

- ①外部研修
 - ア) 月1回のメーカーの製品説明会
 - イ) 年1回の国際福祉機器展(H.C.R)参加
 - ウ) 介護保険改正における講習会(随時)
- ②内部研修
 - 年4回の当法人ケアマネジャーに対する製品説明会

(2) 営業力の強化

- ① OJTの目的(ゴール)を明確にし、組織全体での新しい人材育成のPDCAサイクルを回していきます。
- ② SNSを活用した、ご利用者様宅での福祉用具のレンタル・販売品の即時対応、製品在庫品の状況確認。又、法改正による製品説明等の営業ツールとして活用します。

4. 事業実施体制

職種	区分	保有資格	備考
管理者	常勤兼務1人	福祉用具専門相談員	
福祉用具専門相談員	常勤兼務3人	福祉用具専門相談員	

【研修センター部門】

1. 事業運営方針

ホームヘルプサービスにおけるホームヘルパー等の担い手確保は、福祉業界の重要課題です。ホームヘルパーを目指して資格を取得し、高齢者・障害者の生活支援を担う人材が年々減少しています。このような状況の中で、当センターの役割として福祉人材不足に対する社会的貢献の一環として福祉人材増加活動を推進していきます。

- (1) 福祉・介護人材の確保が困難な状況の中、これまで通り介護職員初任者研修及び同行援護従事者研修を実施します。
- (2) 新たに、介護職員実務者研修や介護入門講座、全身性障害者ガイドヘルパー養成講座の開講を目指します。
- (3) キャッシュバック制度などにより、積極的に当法人の担い手確保に努めます。
- (4) 「鶴の学び舎」の活動をOJT活動として幅広く広げ、スキルの向上意識を醸成します。

2. 事業実施目標

- (1) 介護職員初任者研修を年間6回開催し、受講生を各回15名、合計90名以上確保します。
- (2) 同行援護従業者研修は、年2回の開催を目指します。
- (3) キャッシュバック制度を活用して、本会に登録して活動するヘルパーの確保を図ります。
- (4) 介護職員実務者研修は、12月迄に事業者指定を取得し、平成31年2月の開講を目指します。
- (5) 全身性障害者ガイドヘルパー養成講座は、9月迄に事業者指定を取得し、12月の開講を目指します。
- (6) 鶴の学び舎は、個別研修でスキルアップを目指します。

3. 事業実施計画

(1) 介護職員初任者研修

- ① 年間6回 奇数月開催（火・金コース×3、月・木コース×3）
- ② 全22日間 通学コース
- ③ 定員 18人／各回
- ④ 受講料 50,000円（消費税込み）テキスト代金を含む
- ⑤ これまでどおり、研修終了後、当法人に登録し180時間以上活動した際に、40,000円キャッシュバックする制度を運用します。
- ⑥ 職員の聴講による研修受講を積極的に促します。

通 期	講 座 名	期 間	曜 日	募集開始	研 修 会 場
第31期	5月コース	5/29～8/17	火・金	4／1	福祉協会研修センター
第32期	7月コース	7/26～10/22	月・木	6／1	〃
第33期	9月コース	9/25～12/14	火・金	8／1	J A横浜港北支店大会議室
第34期	11月コース	11/26～2/25	月・木	10／1	福祉協会研修センター
第35期	1月コース	1/29～4/19	火・金	12／1	〃
第36期	3月コース	3/25～6/20	月・木	2／1	〃

- (2) 鶴の学び舎は部門ごとに少人数で計画します。
- (3) 同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）

研 修 期 間	受講料	研 修 会 場	定 員
7月4日（水）・7日（土）・11日（水）・18日（水）	35,000円	福祉協会研修センター	24名

4. 事業実施体制

	常 勤	備 考
管理者	1	
職 員	1	

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護部門】

1. 事業運営方針

- (1) 退院直後の不安定な利用者や、重度の利用者の受け入れを目指します。
- (2) 自治体、病院、地域ケアプラザ、その他の介護事業者と連携し、事業内容が地域に理解してもらえるようにします。
- (3) 訪問介護事業に関する研修の充実を図ります。
 - ① 訪問介護サービスの提供に関する研修会に積極的に参加し、職員の専門性および実践力の向上を図ります。
 - ② 人権研修、接遇研修等に参加し職員資質の向上を図ります。
 - ③ 管理者研修会等へ参加し業務管理と人材育成を適切に行います。

2. 事業実施目標

	平成 29 年度利用実績	平成 30 年度利用目標
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6 名	8 名
夜間対応型訪問介護	13 名	15 名

3. 事業実施計画

- (1) 利用者の開拓は、医療機関からの退院者の受け入れを重点とし、病院の医療相談員・ソーシャルワーカーとの情報共有を密にします。
- (2) サービス提供と質の向上
 - ① 利用者の身体状況の変化を的確に把握するとともに、職員間の情報共有を常に行う事でサービスの質の向上を目指します。
 - ② 介護支援専門員の居宅サービス計画書を基に、利用者のニーズに沿った介護サービス計画を作成し、提供します。
 - ③ 身体介護等の提供にあたり、より安全かつ快適なサービスを提供する為に、作業手順書の見直し及び業務改善を図ります。
 - ④ リスクの分析、評価を定期的に行い、事故防止に努めます。

4. 事業実施体制

開拓期で利用者数が不安定なため、当面は管理者が深夜随時対応を兼ねるなど、介護職員の確保については固定人員を増やさず、柔軟な雇用形態のメリットを活かして新たな人材開拓を推進します。

	常勤兼務	非常勤兼務	備考
管理者	1		
計画作成責任者		1	
オペレーター	4	6	
訪問介護員		3	